

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称
福井県

2 構造改革特別区域の名称
ふくい福祉サービス充実特区

3 構造改革特別区域の範囲
福井市、敦賀市、大野市、鯖江市、美山町、芦原町、金津町の全域
(芦原町と金津町は平成 16 年 3 月 1 日に合併して「あわら市」になる予定である。)

4 構造改革特別区域の特性

福井県における平成 15 年 11 月 1 日現在の人口は 827,433 人である。そのうち 18 歳以上の身体障害者手帳所持者は 34,816 人、療育手帳所持者は 3,424 人、18 歳未満の児童で身体障害者手帳所持者は 568 人、療育手帳所持者は 841 人となっており、年々増加する傾向にある。

福井県の特性としては、平均寿命(平成 12 年度)は男が 78.5 歳、女が 85.4 歳とともに全国 2 位の長寿県であること、65 歳以上の高齢者が県人口の 21.1%(平成 12 年度)を占め(全国平均 18.0%)高齢化が進んでいること、共稼ぎ世帯割合が 42.61%(平成 12 年度)で全国 2 位であることが挙げられる。

これらの特性に関連して、介護保険制度の導入以降、本県においては、高齢者関係の在宅福祉サービスへの参入者は増加傾向にあり、指定通所介護事業所は県全体で 100 事業所、35 市町村すべてに存在している状況である。なお、平成 16 年 3 月 1 日に芦原町と金津町が合併し「あわら市」となる予定であり、合併後には 34 市町村となる。

本県では、少子化・高齢化問題を本県が直面する最も重要な課題の一つとしてとらえた上で、福祉を取り巻く社会情勢の変化の中で、やさしさや思いやりなど、心のふれあいを実感できる福祉社会を構築していくために、「21 世紀ふくい福祉生活圏構想」を推進しており、この構想を一層着実に推進するため、その中心的な役割を担う「福井県地域福祉支援計画」を策定し、「福井県第 3 次障害者福祉長期計画」及び「福井県老人保健福祉計画」並びに「福井県子育て支援総合計画」及び「福井県保健医療計画」と連携を図りながら各種施策を積極的に展開している。

また、本県の障害福祉施策は昭和 58 年の「福井県障害者福祉長期計画」を皮切りに、障害のある人の自立と社会参加の実現のための長期的な視点に立った積極的な施策を展開してきており、平成 6 年の「福井県第 2 次障害者福祉長期計画」、平成 8 年の福祉のまちづくり条例の制定、平成 12 年の「生きがいと活力に満ちた福祉社会の実現」及び「障害者の自立と社会参加の促進」を目標とする「福井県第 3 次障害者福祉長期計画」へと引き継がれ、その結果、障害者 1,000 人当たりの施設整備率は身体障害者関連が全国 1 位(平成 13 年度)、知的障害者関連が全国 2 位(平成 13 年度)という高水準を維持している。

しかし、近年、障害のある人もない人も、共に家庭や地域で生活できる福祉社会の実現をめざすノーマライゼーションの理念が普及し、施設から地域での生活を望む声が大きくなり、障害者のニーズも施設サービスから在宅サービスへと変化してきているが、比較的ニーズの高いデイサービス事業所については、高齢者の指定通所介護事業所は県内 35 市町村すべてに存在しているのに対し、身体障害者は 12 事業所(8 市町)、知的障害者は 4 事業所(3 市町)、障害児は 7 事業所(7 市町)しかない状況であり、障害者のニーズに応えられない事態が生じている。このため、第三次長期計画に掲げたサービス基盤の数値目標を平成 15 年 6 月に見直し、平成 19 年度を目標年次に県民のニーズを踏まえ、地域バランスも考慮しながら、施設から地域への移行に軸足を置いて在宅福祉サービスの充実に取り組んでいるところであるが、採算性の問題等から各地域で障害者のためだけの在宅福祉サービスの基盤整備が急速に進んでいくことは難しい状況であり、県としては早急に必要な対応策を講じていく必要がある

本県の指定通所介護事業所では、特定事業(906:指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業)の実施について、実施の意向を示している意欲的な事業者がいる市町村では

早急に事業実施ができるようにするとともに、それ以外の市町村に対しても積極的に働きかけ、県内全域で事業が実施されるよう事業者の拡大を図っていく必要がある。

5 構造改革特別区域計画の意義

当計画の推進により、近隣においてサービスを受けたいという障害者の要望がかなえられ、障害者が住み慣れた地域でサービスを受けられるようになる。

これは、「21世紀ふくい福祉生活圏構想」がめざす「地域全体で高齢者や障害のある人、子供たちを支え育てる福祉社会の実現」に一歩近づいたものであり、従来の規制の中では到底実現することができなかつたものである。

さらに、当計画を実施することで特区区域以外の市町村においても、身近な地域でサービスを受けたいという気運が醸成され、それが民間事業者の参入などにもつながり、より効率的なサービスの提供が可能になる。

また、在宅福祉サービスの達成目標も加速されることになり、「福井県第3次障害者福祉長期計画」の目標とする「障害者の自立と社会参加」の促進が図られる。

6 構造改革特別区域計画の目標

「21世紀ふくい福祉生活圏構想」がめざす「地域全体で高齢者や障害のある人、子供たちを支え育てる福祉社会の実現」に向けて、障害福祉の分野において「施設から地域・家庭へ」をめざし、「障害者の自立と社会参加」を促進していく。

その中において、特定事業（906：指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業）は、知的障害者や障害児が身近な地域でサービスを受けることを可能にし、障害者が地域で自立し生活していくための重要な役割を担うことになる。

本県では、県内35市町村のうち、現在、知的障害者デイサービス事業所があるのは3市町に4施設であり、自らの市町村でサービスを受けられない市町村が32市町村ある。また、児童デイサービスがあるのは7市町に7施設であり、自らの市町村で受けられない市町村が28団体ある。

しかし、特定事業を活用することによって、それらの団体において自らの市町村内で知的障害者及び児童デイサービスが受けられるよう拡大を図ることが可能になる。

当計画の推進に当たっては、現在、県内6市町から7事業者が本特例措置を用いた事業実施の意向を示しており、当面、その6市町を特区区域として実施するとともに、同区域内の他の指定通所介護事業所についても、利用者の空き状況等を勘案しながら規制の特例措置の適用を図っていく。

なお、計画区域以外の地域に対しても、当計画の成果を踏まえながら、順次、特例措置の導入を図っていくこととし、今後、市町村および事業者に対し当事業の周知を図るとともに、特区区域内と同様に公募を行い、平成19年度には県全域に計画区域の拡大を図っていくこととする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

(1) 経済的効果

- ・1事業所で年齢や障害の種別に関係なくサービスの提供が可能になり、施設等の有効活用、利用率の向上が図られる。
- ・通所介護事業所への介護職員等の雇用が促進され、地域経済の活性化につながる。
- ・当計画推進前の知的障害者及び児童デイサービスの利用状況は、県全体で知的障害者及び障害児全体の5.05%（224人）であるが、当計画の区域である福井市、敦賀市、大野市、鯖江市、美山町、芦原町、金津町において特定事業（906：指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業）を実施することにより、平成19年度までには7.78%（376人）となる見込みである。
- ・また、計画区域が福井県全域に拡大された場合には、知的障害者及び児童デイサービスの利用状況は、平成19年度までには11.4%（551人）となり、現在の約2.5倍になる見込みである。

(2) 社会的効果

- ・地域でのサービスの受け皿が増えることにより、施設から住み慣れた地域への移行が促進される。
- ・デイサービスの利用拡大により、介護職員等の資質の向上が図られる。
- ・高齢者、障害者、障害児等が年齢や障害の種別に関係なくサービスを利用できるようになることにより、住民にとって分かりやすい福祉施策が実現される。

8 特定事業の名称

- ・906 指定通所介護事業等における知的障害者及び障害児の受入事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 関連事業（金額は平成 15 年度 12 月現計予算額）

障害者や高齢者にやさしいまちづくり

福祉のまちづくり条例推進事業

- ・県有施設バリアフリー整備事業（74,362 千円）

県有施設におけるバリアフリー化の実施

- ・民間施設バリアフリー整備事業（25,000 千円）

バリアフリー化を実施する民間施設に対し、改修経費を助成する。

乳幼児期の対策

小児療育センター再整備事業（127,676 千円）

障害の重度化・多様化に対応するため、小児療育センター（肢体不自由児施設・難聴幼児通園施設）の建て替えを実施し、障害の早期発見、早期療育の充実を図る。

就学期の対策

心身障害児童クラブ育成事業（6,530 千円）

昼間保護者のいない家庭の養護学校等に在籍する障害児が児童クラブを利用し、集団活動や社会適応訓練を行うことにより、早期療育、社会参加促進を図る。

成年期・高齢期の対策

障害児（者）地域療育等支援事業（35,012 千円）

地域療育支援施設に在宅福祉を担当する職員（コーディネーター）を配置し、在宅の障害児（者）に対し、各種福祉サービスの提供援助、調整等を行い、在宅障害児（者）及びその家族の福祉の向上を図る。

重症心身障害児（者）通園事業（17,535 千円）

在宅の重症心身障害児（者）に対し、通園により訓練、指導等必要な療育等を行うことにより、在宅の重症心身障害児（者）の福祉の向上を図る。

知的障害者グループホーム支援事業（16,125 千円）

知的障害者の地域移行を促進するため、知的障害者グループホームの安全対策に係る経費や共同で使用する備品の購入経費に助成する。

障害者就業・生活支援事業（5,377 千円）

障害者就業・生活支援センターを設置し、障害者の就業に関する相談・指導及び職業訓練等を実施する。

重度身体障害者住宅改造助成事業（35,600 千円）

重度身体障害者が日常生活をするために必要とする住宅改造に対して助成する。

障害者地域生活推進特別モデル事業（11,250 千円）

施設から地域生活への円滑な移行及び地域生活支援体制を向上させるモデル事業を実施し、障害者の地域生活の推進を図る。

(2) その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

ケアマネジメントの推進

障害者が地域で自立した生活を送るためには、個々の障害の程度に応じ障害者一人ひとりに支援計画を立てる必要がある。このため、ケアマネジメントの養成拡大を図るとともに、福井県障害者保健福祉圏域(4 圏域)ごとに障害者ケアマネジメント連絡調整会議を実施していく。

経済的自立への支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害者本人の経済的自立が必要である。このため、障害者の一般企業への就労を支援するとともに、授産施設等における工賃の増額を図るための授産製品の販路拡大や商品開発等に対して支援していく。

既存の施設整備計画、施策、事業等との整合性

デイサービス事業（身体・知的）：7事業所（平成14年度） 20事業所（平成19年度）

児童デイサービス事業：90人分（平成14年度） 135人分（平成19年度）

施設整備等の達成目標は、平成15年度から19年度までの5か年計画で進めているが、特区により事業所が増加した場合、それも達成目標に組み入れていくこととする。

別紙（ 9 0 6 ）

- 1 特定事業の名称
番号 906
指定通所介護事業所等における知的障害者及び障害児の受入事業

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
特区内の指定通所介護事業者、指定身体障害者デイサービス事業者及び指定知的障害者デイサービス事業者

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
特区計画の認定後

- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業に関与する主体
特区内の指定通所介護事業者、指定身体障害者デイサービス事業者及び指定知的障害者デイサービス事業者

 - (2) 事業が行われる区域
福井市、敦賀市、大野市、鯖江市、美山町、芦原町、金津町の全域
(平成 16 年 3 月 1 日に芦原町と金津町が合併し、「あわら市」となる予定である。)

 - (3) 事業の実施期間
特区計画の認定後

 - (4) 事業概要
指定通所介護事業所における知的障害者及び障害児の受入並びに指定身体障害者デイサービス事業所及び指定知的障害者デイサービス事業所における障害児の受入を行う。

 - (5) 特定事業の要件
特定事業において障害児を受入れる事業者には、近隣の障害児デイサービス事業所及び障害児通園施設において、障害児のケアの方法に関する研修を定期的に受けることを要件とする。

- 5 当該規制の特例措置の内容
 - (1) 規制の特例措置の必要性
福井県では、指定身体障害者デイサービス事業所、指定知的障害者デイサービス事業所及び指定児童デイサービス事業所が少なく、地域で生活する障害者の方々は他の市町村でサービスを受けるか若しくは受けていない状況である。
このため、デイサービス事業所がない市町村の障害者からは地域でサービスを受けたいという強い要望があがっており、これに応えるためには、指定通所介護事業所を有効に活用する必要がある。

 - (2) 当初から本特例措置の適用を受けることを想定している事業所の概要
医療法人 コンコルディア
ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

医療法人 コンコルディア
福井市大願寺3丁目9番3号

イ デイサービス事業所の名称及び住所
ゆうあいデイサービスセンター

福井市大願寺3丁目9番3号(福井・坂井圏域)

ウ 指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所、指定知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所(利用者35人)

エ 障害児を受け入れる場合にあっては、当該事業所が障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

福井県小児療育センター(肢体不自由・脳性まひ・難聴・自閉症などあらゆる障害児の総合療育機関)のスタッフによる障害の特性に合わせた障害児のケア方法に関する技術研修を行う。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3㎡以上であること。

3.66㎡/人

・食堂及び機能訓練室の面積:128.14㎡

・利用者数:35人

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者35人の施設

・生活相談員1人、看護職員4人、介護職員10人、機能訓練指導員4人

デイサービスであるため、1日当たりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日当たりの利用者は概ね25~30人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日当たり5~10人が可能である。

社会福祉法人 美山町社会福祉協議会

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 美山町社会福祉協議会

足羽郡美山町市波30-29-1

イ デイサービス事業所の名称及び住所

美山町デイホーム和貴苑

足羽郡美山町市波32-7(福井・坂井圏域)

ウ 指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所、指定知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所(利用者30人)

エ 障害児を受け入れる場合にあっては、当該事業所が障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

福井県小児療育センター(肢体不自由・脳性まひ・難聴・自閉症などあらゆる障害児の総合療育機関)のスタッフによる障害の特性に合わせた障害児のケア方法に関する技術研修を行う。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3㎡以上であること。

4.83㎡/人

・食堂及び機能訓練室の面積:144.97㎡

・利用者数：30人

- b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者30人の施設

・生活相談員 1人、看護職員 2人、介護職員 4人、機能訓練指導員 2人

デイサービスであるため、1日当たりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日当たりの利用者は概ね23～25人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日当たり5～7人が可能である。

社会福祉法人 緑進会

- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 緑進会

坂井郡芦原町芦原町井江葎 50 18

- イ デイサービス事業所の名称及び住所

芦原メロン苑デイサービスセンター（福井・坂井圏域）

坂井郡芦原町芦原町井江葎 50 18

- ウ 指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所、指定知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所（利用者50人）

- エ 障害児を受け入れる場合にあっては、当該事業所が障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

福井県小児療育センター（肢体不自由・脳性まひ・難聴・自閉症などあらゆる障害児の総合療育機関）のスタッフによる障害の特性に合わせた障害児のケア方法に関する技術研修を行う。

- オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取扱いに合致している。

- a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が3㎡以上であること。

4.97㎡/人

・食堂及び機能訓練室の面積：248.55㎡

・利用者数：50人

- b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者50人の施設

・生活相談員 1人、看護職員 1人、介護職員 8人、機能訓練指導員 1人

デイサービスであるため、1日当たりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日当たりの利用者は概ね30～35人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日当たり15～20人が可能である。

社会福祉法人 光明寺福祉会

- ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 光明寺福祉会

大野市牛ヶ原 154 1 1

- イ デイサービス事業所の名称及び住所

一乗ハイツデイサービスセンター

大野市牛ヶ原 154 1 1（奥越圏域）

- ウ 指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所、指定知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所（利用者35人）

エ 障害児を受け入れる場合にあつては、当該事業所が障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

福井県小児療育センター（肢体不自由・脳性まひ・難聴・自閉症などあらゆる障害児の総合療育機関）のスタッフによる障害の特性に合わせた障害児のケア方法に関する技術研修を行う。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取扱に合致している。

- a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m^2 以上であること。

4.40 m^2 /人

・食堂及び機能訓練室の面積：153.87 m^2

・利用者数：35人

- b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者 35人の施設

・生活相談員 2人、看護職員 1人、介護職員 6人、機能訓練指導員 1人

デイサービスであるため、1日当たりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日当たりの利用者は概ね30~32人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日当たり3~5人が可能である。

特定非営利活動法人 福祉ワーキンググループ大野

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

特定非営利活動法人 福祉ワーキンググループ大野

大野市春日 3 18 20

イ デイサービス事業所の名称及び住所

デイホームひだまりでい

大野市春日 3 18 20（奥越圏域）

ウ 指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所、指定知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所（利用者 10人以内）

エ 障害児を受け入れる場合にあつては、当該事業所が障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

福井県小児療育センター（肢体不自由・脳性まひ・難聴・自閉症などあらゆる障害児の総合療育機関）のスタッフによる障害の特性に合わせた障害児のケア方法に関する技術研修を行う。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取扱に合致している。

- a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m^2 以上であること。

3.00 m^2 /人

・食堂及び機能訓練室の面積：30.00 m^2

・利用者数：10人以内

- b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者 10人以内の施設

・生活相談員 2人、看護職員 1人、介護職員 1人、機能訓練指導員 1人

デイサービスであるため、1日当たりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての1日当たりの利用者は概ね7~8人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは1日当たり2~3人が可能である。

社会福祉法人 ふじ保育園

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

社会福祉法人 ふじ保育園

鯖江市持明寺町 14 114 1

イ デイサービス事業所の名称及び住所

丹南デイサービスセンター

鯖江市持明寺町 14 114 1 (丹南圏域)

ウ 指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所、指定知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所 (利用者 20 人)

エ 障害児を受け入れる場合にあっては、当該事業所が障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

福井県小児療育センター (肢体不自由・脳性まひ・難聴・自閉症などあらゆる障害児の総合療育機関) のスタッフによる障害の特性に合わせた障害児のケア方法に関する技術研修を行う。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m^2 以上であること。

$4.81 \text{ m}^2 / \text{人}$

・食堂及び機能訓練室の面積: 96.20 m^2

・利用者数: 20 人

b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者 20 人の施設

・生活相談員 1 人、看護職員 2 人、介護職員 3 人、機能訓練指導員 1 人

デイサービスであるため、1 日当たりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての 1 日当たりの利用者は概ね 17~18 人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは 1 日当たり 2~3 人が可能である。

株式会社 かくだ

ア 事業者の法人種別及び名称並びに住所

株式会社 かくだ

敦賀市昭和町 2 20 16

イ デイサービス事業所の名称及び住所

敦賀ケアセンターかくだ

敦賀市昭和町 2 20 16 (嶺南圏域)

ウ 指定通所介護事業所、指定身体障害者デイサービス事業所、指定知的障害者デイサービス事業所の別

指定通所介護事業所 (利用者 30 人)

エ 障害児を受け入れる場合にあっては、当該事業所が障害児関係施設から受ける技術的支援の概要

福井県小児療育センター (肢体不自由・脳性まひ・難聴・自閉症などあらゆる障害児の総合療育機関) のスタッフによる障害の特性に合わせた障害児のケア方法に関する技術研修を行う。

オ 要件適合性の確認

下記のとおり、特例措置の内容における具体的な取扱いに合致している。

a 食堂及び機能訓練室の面積を指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用者数の合算数で除した数が 3 m^2 以上であること。

3.80 m² / 人

・ 食堂及び機能訓練室の面積：114.01 m²

・ 利用者数：30 人

- b 指定通所介護事業所の職員数については、指定通所介護の利用者数と知的障害者及び障害児の利用数の合算数で基準を満たしているか判断し、満たしていない場合は新たに必要な職員を確保すること。

利用者 30 人の施設

・ 生活相談員 3 人、看護職員 3 人、介護職員 14 人、機能訓練指導員 3 人

デイサービスであるため、1 日当たりの利用者は一定ではないが、指定通所介護事業所としての 1 日当たりの利用者は概ね 22～23 人であるので、知的障害者及び障害児の受け入れは 1 日当たり 7～8 人が可能である。